

令和
三年
五條市議会第二回臨時会会議録(第一号)

令和三年四月二十三日(金曜日)

議事日程(第一号)

令和三年四月二十三日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の提出議案の説明
- 第四 報第 三号 専決処分報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部改正)
- 第五 報第 四号 専決処分報告、承認を求めることについて(令和二年度五條市一般会計補正予算(第十一号))
- 第六 議第三十四号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第一号) 議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番	伊
二番	養
三番	平
	岡
	清
	司
	全
	賢
	康
	司
	谷

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	見田
教育長	好紀
理事（総務部長事務取扱）	堀内
市長公室長	南
危機管理監	井上
すこやか市民部長	石田
あんしん福祉部長	田中
産業環境部長	平名
	己迫
	富雅
	長浩
	美久
	人茂
	昭則
	行伸
	起達
	哉紀

四番	牧野
五番	吉田
六番	窪田
七番	岩本
八番	福塚
九番	山口
十番	吉田
十一番	藤田
十二番	大谷
	龍美
	恵子
	雅雅
	佳秀
	正一
	実孝
	司範
	雄子

事務局職員出席者

都市整備部長	上田 朗
教育部長	中本 賢
西吉野支所長	大垣 悟
大塔支所長	吉川 佳秀
水道局長	東 純司
会計管理者	小 比登
秘書課長	笹谷 森
企画政策課長	西本 久
財政課長	戸野 克
土地開発公社事務局長	櫻井 充
事務局長	平田 耕一
事務局次長	馬場 雅樹
事務局次長補佐	辰巳 大輔
事務局係長	打集 和美
速記者	柳ヶ瀬 五美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、令和三年五條市議会第二回臨時会を開会いたします。

本日、令和三年五條市議会第二回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚く御礼を申し上げま

本臨時会には、令和三年度五條市一般会計補正予算案等が提出されており、議員各位にはどうか御精励いただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので御了承願います。

この際、申し上げます。

三月定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を議員席の前方の席に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願い申し上げます。

この際、申し上げます。

去る四月一日付で、就任されました人見達哉副市長から発言の申出がありますので、発言を許します。人見副市長。

〔副市長 人見達哉登壇〕

○副市長（人見達哉） 四月一日付で副市長に就任いたしました人見でございます。一言就任の御挨拶を申し上げます。

昨年来続いております新型コロナウイルス感染症対策への対応など、様々な課題が見られるところでございます。こうした中、微力ではございますが、太田市長を補佐し、五條市政発展のために全力で取り組んでまいりたいと考えております。

至らぬところも多くあるかと存じますが、議員の皆様方におかれましては御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、副市長就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

○議長（山口耕司） 次に、職員の人事異動がありましたので、この際、人見副市長から御紹介をさせていただきます。人見副市長。

○副市長（人見達哉） それでは、自席から失礼いたします。

議長から発言の許可をいただきましたので、去る四月一日の定期人事異動及び四月七日付の人事異動により、異動となりました職員につきまして、紹介をさせていただきます。

なお、現下の状況に鑑みまして、紹介は議場における理事者席の者のみ自席からとし、その他職員につきましては割愛をさせていただきます。

す。

また、前職及び敬称については省略をさせていただきます。

理事・総務部長事務取扱、南 則行でございます。

市長公室長、井上 昭でございます。

すこやか市民部長、田中久美でございます。

あんしん福祉部長、名迫雅浩でございます。

産業環境部長、平己富長でございます。

教育部長、中本賢二でございます。

議会事務局長、平田耕一でございます。

以上でございます。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口耕司）職員の紹介が終わりました。

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日、ここに令和三年五條市議会第二回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

初めに、全国的に新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、奈良県内でも近隣府県と同様に感染拡大は深刻の度を増しております。

そうした中、本市では去る四月十二日から六十五歳以上の方を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種の予約受付を開始いたしました。初日から電話予約が集中したため電話がつながりにくい状況となり、市民の皆さんには多大な御迷惑と御心配をおかけしたことに深くおわび

を申し上げます。

ワクチン接種の受付開始直後から、この問題を解消するため、電話回線の増設等あらゆる手段を講じており、今後皆さんの不安を解消しつつワクチン接種の予約がスムーズに行えるよう努めてまいりたいと考えております。引き続き県等関係機関との連携を図りながら、予防対策に万全を期す所存でありますので、一層の御理解と御協力をお願いするものであります。

さて、本臨時会においては、専決処分等の報告を始め新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市民への支援を通じた事業者支援等の実施に伴う補正予算を提出しておりますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（山口耕司）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

三番	平	岡	清	司	議員
四番	牧	野	雅	一	議員
五番	吉	田		正	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る四月十九日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御

通知申し上げましたとおり本日一日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは本臨時会に提出の議案について御説明申し上げます。

まず、報第三号 専決処分の報告、承認を求めること（五條市税条例等の一部改正）につきましては、地方税法等の改正に伴い、令和三年度の市税の課税に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、報第四号 専決処分の報告、承認を求めること（令和二年度五條市一般会計補正予算（第十一号））につきましては、令和三年三月三十一日付退職者への退職手当の増額の予算措置に特に緊急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第三十四号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ二億四千四百五十万円を追加し、総額で二百二十五億五千四百五十万円とし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した市民への支援を通じた事業者支援等に要する経費を計上するものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金並びに繰入金等を見込み、補正予算を編成した次第であります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。

○議長（山口耕司）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）ただいま上程いただきました報第三号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律が令和三年三月三十一日に公布され、原則として令和三年四月一日から施行されることとなったことに伴い、令和三年度における本市の市税の課税に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和三年三月三十一日付をもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づきその旨を議会に報告し、あわせて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

まず、第二十四条第二項から、下から五行目の第五十三条の八第一項第一号までは個人の市民税について文言及び規定の整備をいたしております。

次に、下から三行目の第五十三条の九では退職所得申告書の電子提出について所要の措置を行っております。

恐れ入りますが、議案書四ページを御覧いただきたいと存じます。

中ほどの第八十一条の四第一号及び第二号では、環境性能割の税率について、また附則第五条第一項では個人の市民税の所得割の非課税の範囲等についてそれぞれ規定の整備を行っております。

次に、附則第六条では特定一般用医薬品等購入品を支払った場合の医療費控除の特例について五年間延長する規定の整備を行っております。

次に、附則第十条の二では、六ページの上から三行目まで法律改正による項ずれの対応を行うとともに、五ページの下から四行目の同第二十四項では、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置についての規定を設けております。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧いただきたいと存じます。

上から四行目の附則第十条の四第二項では熊本地震に係る固定資産税の規定の整備を行い、新たに附則第十条の五として平成三十年七月豪

雨に係る固定資産税の特例についての規定を設けております。

恐れ入りますが、議案書八ページを御覧いただきたいと存じます。

上から三行目の附則第十一条から九ページの下から六行目の附則第十五条第一項までは農地、宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例等についての文言及び規定の整備を行っております。

次に、九ページの下から三行目の附則第十五条の二では、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を九カ月間延長する規定の整備を、また附則第十五条の二の第二項では、賦課徴収の特例についての規定の整備を行っております。

恐れ入りますが、議案書十ページを御覧いただきたいと存じます。

上から二行目の附則第十六条では、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、五〇パーセント軽減及び二五パーセント軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、六項、七項及び八項を追加し、特例の期限を二年間延長する規定の整備を行っております。

恐れ入りますが、議案書十一ページを御覧いただきたいと存じます。

中ほどに記載の附則第十六条の二第一項では軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定の整備を行っております。

次に、附則第二十二條第二項では東日本大震災に係る固定資産税の規定の整備を行い、附則第二十六條では住宅借入金等特別税額控除の拡充延長についての規定を新設しております。

続きまして、第二条による一部改正では、法律改正にあわせて項ずれによる規定の整備を行っております。

議案書十二ページを御覧いただきたいと存じます。

中ほどの第三条による改正では、都市計画税条例の一部について規定の整備をいたしております。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条では施行期日について定めております。

次に、第二条では市民税について、十五ページに記載の第三条では固定資産税について、また十七ページに記載の第四条では軽自動車税について、さらに第五条では都市計画税についてそれぞれ経過措置を定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（山口耕司）次に日程第五、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第四号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（令和二年度五條市一般会計補正予算（第十一号））。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）ただいま上程いただきました報第四号、専決処分分の報告・承認を求めることについて（令和二年度五條市一般会計補正予算（第十一号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、一般職の職員の自己都合による退職手当の予算措置について特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、

令和三年三月三十一日付をもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、あわせて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和二年度五條市一般会計補正予算(第十一号)の一ページを御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ一千三百三万円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに二百六十三億五千五百八十七万三千元となったところでございます。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等の一千三百三万円でございますが、三月三十一日付をもって自己都合により退職する職員の退職手当の予算額に不足が生じたため、所要の経費を追加するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、三ページ上段の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、二十款繰越金において、一千三百三万円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上、御報告申し上げます。御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(山口耕司) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「十二番」の声あり) 十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄) 退職される皆さん方への退職金は、間違いのない正確な計算で期日までにお支払いせないかんとということであることは皆さん御存じだと思いますけれども、今回補正しなければならなかった理由はどこにあったのか。

そしてもう一つは、この補正の対象者は、三月定例会に退職者の補正予算があがっていましたけれども、その三月定例会の補正予算の中の対象者と今回の対象者は同じ方なのか、別の方なのか、その辺はどうですか。

○議長(山口耕司) 井上市長公室長。

○市長公室長(井上 昭) 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

二点質問されました。まず一点目、三月の定例会の中には入っていないのかという質問でございます。その中には入ってございません。今回、三月定例会の補正予算に計上できなかった理由でございます。当該退職者から令和三年二月二十四日付で退職願が提出されました。それに伴いまして退職の同意が三月十九日となったため、三月の定例会の予算計上はできなかった次第でございます。職員の退職に関する条例第二条第三第二項の規定により、職員が退職した日から起算して一カ月以内に支払わなければならないということでございます。今回の措置になった次第でございます。よろしく御理解お願いいたします。

以上です。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 三月の補正を組むときには、退職される方できなかった人がそれ以後に退職の希望が出たということですね。はい。

そしたら、今回の補正も含めて退職金をお支払いしている対象は正規職員と非正規職員の両方の方にお支払いしているのか、その辺はどうですか。

○議長（山口耕司） 井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭） 質問にお答え申し上げます。

令和二年度の退職者は特別職一名、一般職十九名、合計の二十名となります。全て該当になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 最後ですけれども、今回の補正予算の中には今答弁あった対象の方ですけれども、三月補正の中にも遡りますけれども、退職をされる方に退職金をお支払いしている方は、正規職員はもちろんそうですけれども、非正規職員の方も対象に入っていますかという質問です。

○議長（山口耕司） 井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭） 質問にお答え申し上げます。

正規職員のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第三十四号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）ただいま上程いただきました議第三十四号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和三年度五條市一般会計補正予算（第一号）の一ページを御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金を活用し、市民、事業者への支援事業等を実施するため、歳入歳出予算に総額二億四千四百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百二十五億五千四百五十万円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、七ページを御覧願います。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費でございますが、この科目の財源につきまして、その財源内訳を更正するもので、新型コロナウイルス感染症の影響により内定取消しや雇止めになった方などを一時的に市で雇用する支援事業に係る経費二百七十六万八千円に国庫支出金を充当し、同額の一般財源を減ずるものでございます。

次に、二目文書費の補正六百六十万円でございますが、押印廃止等の行政のデジタル化に向けた例規等整備事業といたしまして、電子申請手続の拡充等の行政のデジタル化の前提となる、国が推進する行政手続における押印廃止に向けた例規整備及び個人情報使用業務の整理を行うものでございます。

次に、六目財産管理費の補正二百九十一万円でございますが、庁舎に高性能空気清浄機を導入し、市民と職員の感染防止対策を拡充するものでございます。

次に、七目企画費の補正一千四百二十七万円でございますが、昨年度からの継続事業として路線バス利用者への運賃補助事業・高齢者等買物弱者に対する支援事業・バス、タクシー会社への支援給付金事業・コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等利用者への運賃無償化事業の四事業を実施するものでございます。

次に、八目電子計算費の補正六百七十九万六千円でございますが、事務用タブレット端末等の整備事業として、リモート会議などに参加するため、タブレット端末及びウェブ会議機器を整備するものでございます。

また、にぎわい広場利用促進事業として、新庁舎のにぎわい広場に公衆無線LANを整備するものでございます。

次に、十四目西吉野支所費の補正三千九百万円でございますが、五新線を活用した地域活性化事業として、五新鉄道跡を活用し、城戸から賀名生の観光周遊を向上させるため、橋の安全対策等を実施し、旧城戸駅舎についてトイレを含めた全面改修により、感染防止対策を実施した地域内外の交流拠点として整備するものでございます。

次に、十四目西吉野支所費の財源の更正八万円と、十五目大塔支所費の財源の更正十万円でございますが、前述のコミュニティバス等への利用者への運賃無償化に伴い、コミュニティバス使用料を減額し、同額の国庫支出金を充てるものでございます。

恐れ入りますが、八ページを御覧願います。

三項戸籍住民基本台帳費、一目戸籍住民基本台帳費の七百二十万円でございますが、新庁舎におけるキオスク端末機設置事業として、マイ

ナンバーカードを利用することで、住民票の写しや印鑑証明書などを発行できるマルチコピー機を新庁舎に設置するものでございます。次に、三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費の二千三百二十五万二千円でございますが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業として、低所得のひとり親世帯に対して、児童一人当たり一律五万円を支給するものでございます。

恐れ入りますが、九ページを御覧願います。

四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費の一千九百九十三万五千円でございますが、健康管理システム更新事業として、市民の健診受診状況を管理し、そのデータに基づく効率的な受診勧奨等を実現するものでございます。

次に、二目予防費の一千六百七十七万五千円でございますが、昨年度からの継続事業として高齢者等に対するインフルエンザ予防接種無償化事業を実施するものでございます。

次に、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費の八千六百四十九万六千円でございますが、マイナンバーカードを既にお持ちの方と、新規申請者に対する地域振興券交付事業で、マイナンバーカードの普及、市内の事業者支援を目的として、一人五千円分の地域振興券を交付するものでございます。

恐れ入りますが、十ページを御覧願います。

七款土木費、四項都市計画費、一目都市計画総務費の百三十六万円でございますが、にぎわい広場利用促進事業で新庁舎のにぎわい広場で感染対策を徹底したマルシェ事業などイベントを実施し、新庁舎を拠点とした地域活性化を図るものでございます。

次に、五目観光交流センター費の八十万円でございますが、五新線を活用した地域活性化事業で、観光交流センターを拠点としたサイクリングイベントを実施し、コロナ禍における地域活性化を図るものでございます。

次に、八款消防費、一項消防費、五目災害対策費の一千八百八十三万二千円でございますが、昨年度からの継続事業として感染拡大に備えた備品等の備蓄事業でございます。

恐れ入りますが、十一ページを御覧願います。

九款教育費、三項小学校費、二目教育振興費の一千四十五万八千円と、四項中学校費、二目教育振興費の四百八十一万六千円でございますが、昨年度からの継続事業の小・中学校における新しい生活様式実践のための環境整備事業で小・中学校に高性能空気清浄機を導入するものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

十四款使用料及び手数料におきまして十八万円の減額を、十五款国庫支出金におきまして二億二千四百九十四万三千円の増額を、十九款繰入金におきまして二千十一万二千円の増額を、二十一款諸収入におきまして三十七万五千円の減額をし、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」、「三番」の声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ただいま御説明いただきました予算の中の、まず国からいただけるお金が二億二千四百三十八万八千円ですか、またその中で一般財源を二千十一万二千円使って二億四千四百五十万円、大変これは大きなお金でありまして、これはまさしく市民のために、できる限り平等また公平に使うべき予算と認識しておる中で質問させていただきました。

先般、私たち議員に説明いただきました予算書の中の七ページ、十ページの五新線を活用した地域活性化事業、またにぎわい広場利用促進事業、これらイベントやそのイベントにかかわる、例えば橋梁や路盤の整備、こういったところの予算、またトイレ改修事業ですか、そういった予算でありますけれども、これらの必要性。

それと、このコロナ禍の中でこういったイベントをすることが、可能なかどうかのようなか。

また、その辺を含めて事業の詳細、その辺を御説明いただきたいと思えます。

○議長（山口耕司）大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟）御質問にお答え申し上げます。

なぜコロナ感染の中での駅舎の改修とイベントでございますが、ちょうど駅舎広場前は今年四月から小・中学校のスクールバスの中継所として使用されております。小学校七名、中学校三名が利用している状況でございます。また、地域のために南都銀行の移動ATM、奈良交通バスの待機所、コミュニティバスの駐車場や地元住民の散歩ルートとして利用されております。また、城戸駅舎におきましては、地元の集会

施設として日々住民が利用しているところでございます。

しかし、現在の駅舎のトイレはくみ取り方式で換気が悪く感染症対策の観点からも不安があり、地元住民や利用者に御不便をかけているため、今回の補正において感染症対策の観点からも含めた環境整備を行うものでございます。

今回、あわせて集会所スペースも老朽化が激しいため、地域の方々や観光客等に安心して活用していただくために整備を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

五新線を活用した地域活性化事業におけるイベント、並びににぎわい広場利用促進事業についてでございますが、それぞれコロナ禍により冷え込んだ地域経済の活性化を見込み地域振興として計画するものでございます。

現在の感染拡大の状況下で行うものではなく、蔓延状況が改善され、ワクチン接種等の対策が施され、開催可能な状況での計画でございます。

それぞれの事業の内容についてでございますが、五新線を活用した地域活性化事業におきましては旧五新鉄道跡、こちら観光交流センターを拠点といたしまして、こちらから城戸までの間約九キロメートルの区間でのサイクリングイベントでございます。こちらは一日開催で、秋ごろの開催を予定しております。

また、にぎわい広場利用促進事業におきましては、現在整備中の新庁舎横にできますにぎわい広場、こちらの中でのイベントといたしまして、内容は平成三十年、三十一年に行われました駅近五條マルシェ、こちらの方の内容と同じものになっております。

具体的には物産の販売といたしまして、地域でとれた野菜であるとか、またクラフト系の品物等を扱う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 大垣西吉野支所長。

○西吉野支所長（大垣 悟） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五新線橋梁安全設置工事及び五新線トンネル路面補修工事につきましては、これまでも地方創生事業の中で五新線を活用した地域活性化事

業として整備を行ってきました。五新線を、観光交流センターを拠点とした城戸までのサイクリングロードとしての活用をするに当たり、一部の箇所におきまして路面の悪いところや橋梁の安全柵の高さ不足等があり整備が必要となっている状況でございます。

コロナ禍の今、野外活動に人の流れが向いていることから、地方創生を目的とした臨時交付金を活用した五新線の整備を行うことで観光交流施策として活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これらのイベントであったり、イベントに関するそういう整備ですけれども、今現状、例えば大阪府であったり兵庫県であったり京都府であったり、緊急事態宣言が出るのではないのかと、またこの奈良県においても一日百名を超えて感染者が出て、さらに五百名以上の方が病院待ちの待機をされておるといような状態で、こういったイベントが開催されることがどうなのかというのは、しっかりと考えていかないといけないことだと思っております。

また、この予算というのは今年度ついている予算でありまして、執行しないと聞いているのですけれども、こういった状態の中で年度内のこういったイベントが可能なのかどうなのかも含めて、またさらに、このイベントができない状態であったときの予算は別の予算として新型コロナウイルス対策に対して使っていたのかどうかを含めて答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

開催の判断につきましては、感染拡大の状況やワクチン接種等、国の動向を注視しながら安全第一を基本として慎重に判断してまいりたいと考えております。

感染拡大により安全な開催ができない場合は、中止を検討するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金につきましては、事業の中止等により残額が生じた場合には臨時交付金の趣旨の通りま

して貴重な財源でございますので、無駄が生じることがないようにその時期その時期に、適切にその使用方法について判断し、対応してまいりたい、そのように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（山口耕司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）三度目の質問になりますので、最後に念押しではないのですが、こういった緊急事態の中ですから、それらに対応するような予算取りというのですね、予算の配分というのを考えていただいて、できる限り市民に平等、公平に、また新型コロナウイルスが蔓延しない、また五條市民が新型コロナウイルスにかからないような、そういった施策をしていただきたい。

最後にもう一度確認しますが、これらのイベント等の予算は新型コロナウイルスのそういった蔓延の可能性がある場合には中止し、その新型コロナウイルス蔓延を抑えるような施策のために使っていたかどうか、再確認させていただきたいと思えます。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり事業の中止等により残額が生じた場合には、そのときに必要な新型コロナウイルス対策に使っていくということで、無駄が生じないように対応させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番平岡清司議員。

○三番（平岡清司）七ページの企画費になります。買物支援百九十九万五千円についてお尋ねをしたいと思います。

現在、コロナ禍の中、買い物弱者にとつて五百円で買い物に行っていただけということで大変ありがたいかなというふうに思うのですが、これも、これは継続事業になっているのかなと思います。その中で前回、市民の方が十分になかったということもあるのではなからうかなど。この間、百九十二件あったということをお聞きしたのですけれども、昨年度の予算及び実績、そして市民に対する周知についてどのように行ったのか、また今後どういうふうにしていくのか、そして同じ方が何回も利用することができるのかどうか、答弁願います。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）三番平岡議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、昨年度の利用実績でございますが、事業期間は令和二年八月五日から令和三年三月末まで実施し、予算額九百九十六万円に対しまして、五條地区の方が百八十八件、西吉野地区の方が二件、大塔地区の方が二件、合計百九十二件の御利用がございました。

それで、市内タクシー会社に対しまして支払った金額が三十五万五千五百円の補助実績でございます。

また、市民への周知につきましては、広報五條及び市のホームページ掲載のほか、市内タクシー会社によるPR、介護福祉課主催の地域ケア会議で事業紹介や市内のケアマネージャー等へ周知を行ったところでございます。

議員御指摘のとおり、市民への周知につきましては、前回の取組に加え、介護福祉事業所への訪問や商工会を通じた周知などを検討し、広く利用促進に努めてまいります。

そして最後に、利用回数につきましては制限がございません。何度でも御利用いただけます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番平岡清司議員。

○三番（平岡清司）利用回数は制限がないということですが、例えば買物で薬局に行ってもらったり薬を取りに行ってもらったり、そしてまたスーパーに寄って行ってもらったりとか、そういうことも可能かなというふうに思うのですけれども、そうすると時間がかかってしまうというところで、その時間がかかったときに対する市民の負担はどうなるのかなということ、そしてまたそのタクシー業者に対してお金を支払わなアカンと思うのですけれども、そのときはどういうふうな請求を受けて、市がどういうふうなチェックをして支払いをするのかというのの一つと、そしてもう一つ優先順位というのを聞きたいのですけれども、例えば休日、家でお酒を飲んでもう車が運転できなくなつて買物に行けない、例えばその中で何か食べ物欲しいなあと思ったら、五百円払うと行ってくれるわけですよ。そういった方も使えるのは当然この事業に含まれるとは思っているのですけれども、やはりこの中において、高齢者であったり買い物弱者というものを私は優先していきべきではないのかなと思うのです。その中で、優先順位を決めているのかどうかということ、今後この交付金がなくなった場合、本市としてこういう事業をまたやっていくことがあるのかなのか、そのことについて答弁願います。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）御質問にお答え申し上げます。

市の負担につきましては、この事業に対するタクシー会社が設定する料金は三十分まで二千円、以下十五分ごとに五百円が加算となつて

おります。

利用者は時間に限らず一回ワンコイン五百円として、その差額はこの助成金を活用することといたしております。

続きまして、利用料金のチェック体制は運行事業者が所定の日報により管理しており、交付申請に当たっては事業、実績、月報と運転日報の写しの提出を求め、申請内容を確認しております。運転日報には運転者名、車両番号、利用者の氏名、出発地、目的地、開始時間、終了時間、走行距離に加え、どのような目的で御利用されたのか、利用目的等詳細な内容を記載しております。そして日報の内容に疑義がある場合は事業者に聞き取りを行うとともに不適切な記載等があれば要綱の規定に基づき交付決定の取消し、助成金の返還を求めることとなります。

そして優先順位について述べておられました。それについて答弁させていただきます。

優先順位につきましては、五條市タクシー会社買物等外出代行支援助成金交付要綱というのがございます。これは今回の臨時会で御承認いただきますと有効になる次第でございます。この中の第一条、目的につきまして、この要綱は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不要不急の外出を自粛する市民等ということで、五條市民全てに該当するわけでございます。その中で、高齢者等の外出できない市民等を対象に買物や薬の受け取り等の外出が必要な場合というふうに記載されております。そしてなお、高齢者等の買い物弱者をはじめとする市民の生活支援の救済及びタクシーや市内飲食店の利用促進によるというふうに書いておりますので、基本的には高齢者、買い物弱者が優先順位というふうに記載されてもっております。このことについてはタクシー業者の方には通達をいたしております。

そして最後に、今後どのようにしていくかという質問でございます。

このタクシーを活用いたしました買い物等の外出代行支援につきましては、あくまでも新型コロナウイルス感染症拡大の中、国の交付金事業を活用し市民への救済措置に加えて新型コロナウイルスの感染の影響を受ける事業者支援として臨時的な措置でありまして、来年度以降の実施は現在のところ想定はいたしておりません。しかしながら買い物支援の施策につきましては、この事業の実績も踏まえて大塔地区等におきましては令和三年三月の補正予算によりまして過疎地域における買い物支援に活用する車両等の購入を予算化しておりまして、現在導入を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（山口耕司）三番平岡清司議員。

○三番（平岡清司）是非とも高齢者、買い物弱者を優先にやっていただきたいというふうに思いますし、またこのことはこれからの五條市に

おいて大変な課題になるのではなからうかなと思います。今、今後やるというふうなことの答弁はもらえませんでしたけれども、これから五條市の中においても高齢者、また高齢者の夫婦であったり、ひとり住まいの方であったり、そういう方が多く出てくるのではないかなというふうに思いますし、五條市はやはり車がなければ生活がなかなか困難なところでもございます。そういった思いもあって今後検討していただきたいなというふうに思います。

そして、この新型コロナウイルス感染のところは今入っていないかったですけれども、冒頭の市長の挨拶にもありましたけれども、この間カルム五條、予防接種の予約のときですか、非常に混乱があったということもございます。

その中において、タクシー、例えば使えるのであれば、今度予防接種に来る方々においてもワンメーター無料というふうなことも考えていただけたらなと思います。そういうことも踏まえまして、今後ともよろしくお願いします。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）トイレ休憩のため、十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十七分休憩に入る

午前十一時九分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それでは予算書の七ページお願いします。

文書費、委託料六百六十万円、例規等整備支援業務委託料ですけれども、この予算の内容について皆さんからいただいた予算説明書にはこうなっていますね、電子申請手続の拡充等行政のデジタル化の前提となる国が推進する行政手続における押印廃止に向けた例規整備及び個人情報使用業務の整備を実施するんだということになっていますわな。これは押印を廃止して電子申請に一方ではしていくということになれば、デジタル技術を使えない市民、国民はどうなりますんやろね。そういう場合は皆さん、どういった対応をしようと考えているのですか。

もう一つの質問いきますよ。

八ページ、戸籍住民基本台帳費、委託料七百二十万円、キオスク端末機保守業務委託料、キオスク端末機導入業務委託料、こうなっておりますけれども、この予算の説明に對しまして、皆さん方からいただいた説明書には、マイナンバーカードで住民票の写しや印鑑証明書などの証明書が発行できるキオスク端末機マルチコピー機を新庁舎に整備となつていきますけれども、この場合はマイナンバーカードを作っていない方は、ゆくゆくは住民票の写しや印鑑証明書などはどうしたらいいのですかね。これを進めていった場合ね、そういう方の対応は皆さんどう考えてはりますか。

それと九ページにいきますよ。保健衛生総務費、委託料一千九十三万五千円、健康管理システム改修業務委託料、この予算の内容につきまして、皆さん方からいただいた予算説明書にはこうなつていますね。市民の健康管理情報をデータベース化し、市民の健診受診状況の管理、効率的な受診勧奨や密を避けた健診の実現と、こうなつていないのですけれども、この情報は民間の会社、団体の方には情報漏れはないですか。皆さん方からしても意識的に情報を漏らすということはないと思えますけれども、情報漏れになることはありませんか。

まず、この三点をお聞きしたいと思います。

○議長（山口耕司）井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員が御質問のことにつきまして、コロナ禍、押印廃止等の行政のデジタル化に向けた例規集整備につきまして御答弁申し上げます。

まず、コロナ禍で感染が拡大する中、密を避けるため、また行政手続の簡素化を図るため、国はもとより地方公共団体においても各種手続において押印廃止に取り組むことが今求められております。

議員お述べのことですが、例えば、五條市の様式によりますと様々な書類に押印をしなければならぬということ、五條市の条例にはうたわれております。それを廃止することによって市民はかなりの利便性が被るということでございます。それと、あと押印を廃止することによりまして職員の業務の効率というものが図られるということでございます。

この行政手続のオンライン化を進めるに当たりまして、本市には約九百件の例規がございます。その中の書面規制、押印規制、対面規制といった規則全てを洗い出しまして、各業務の整理と今後必要となる例規集改正案のために今回の必要な措置を講じておる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）一旦、全部答弁いただきます。田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

キオスクの端末を設置することで、マイナンバーカードを作った各種の証明書を発行するというものですが、これにつきましては市民の利便性を上げることを目的としておりますので、窓口を縮小していくというものではございません。マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、そのままこれまでと同じように窓口で発行はさせていただきます。

もう一点、保健衛生総務費のシステム改修につきましては、現在保健福祉センター内で健診関係の情報を管理しておりますシステムに入れない情報、歯周病疾患や骨粗鬆症検診などの情報がシステムに入れられずエクセルで管理しているという状態でございます。そちらを一つにするというものですので、これにつきまして、民間への情報漏れはありません。

以上でございます。（「残っていませんか……。十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 押印廃止のところですけども、このことでちょっと答弁に入っていないのは、押印を廃止して電子申請の手續に変えていった場合、デジタル技術を持っていない、私も持っていません、そういう市民の方はどうされるのですかという質問です。

これによって職員の皆さんの仕事も減るし、いろいろな面もありますよ。デジタル技術を持っていない市民の皆さん方は置いてきぼりですか。救済措置はないですか。

そしてもう一つは、戸籍住民基本台帳の件ですけども、マイナンバーカードで住民票の写しや印鑑証明などを発行できるようにするわけでしょう。これを進めていったらマイナンバーカードを持っていない人が住民票の写しや証明書の発行をしてほしい場合はどうするのですかということですか。

もう一つの保健衛生の委託料、健康管理システムの、市民の健康管理情報をデータベース化して市民の健診受診状況の管理、効率的な受診勧奨ということになりますけれども、それは膨大な個人情報情報を市として掌握することです。その個人情報を漏れないようにしっかりと管理せなありませんやろ。民間企業には情報が漏れることのないようにせないかんと思うのですけれども、その管理は考えてはるのか、どうするのですか。

もう一度、答弁してくれますか。この全て三つについて。

○議長（山口耕司） 井上市長公室長。

○市長公室長（井上 昭）御質問にお答え申し上げます。

先ほど御答弁させていただいたとおり、五條市の条例の中には約九百件の条例がございます。その中には先ほど言わせていただきました書面規制、押印規制、対面規制というのがございます。その中にデジタル化のことですが、書面規制ということで、書類で出さないという規制がございます。それは今後デジタル化することによって書類で出さなくてもインターネット等で申請をすることができます。続いて押印規制というのがございます。これは署名をしてそこに印鑑をつけて出さないという規制がございます。この印鑑をつけて出すということをおこなうことによりまして、高齢者や市民等はそういった手間が省けて、簡単に署名だけで出せるようにすることができます。それと対面規制、市役所の方に来ていただいて対面してしなければいけないという規制がございます。これら全て三つのことを洗い出しまして、どのようにすれば効率的にできるかということをお今回、計上させてもらっている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）お答え申し上げます。

マイナンバーカードを持っていない方が住民票等の証明書を発行できるようにする方法としましては、従来どおり市役所の市民課の窓口で発行をするということを継続してまいります。

もう一点、保健衛生総務費に関するシステムで情報が漏れないように管理するという点についてですが、現在保健福祉センター内で使っております健康管理システムを更新するというものでありまして、もちろんその管理システムを使用するに当たりましては職員がパスワードを用いて管理しております。民間に情報が漏れるということはありません。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）ちよつと待ってください。デジタル化できない理由をしつかり言ってあげてもらわないと、何ほでも質問……、デジタルを利用できない人の不安を取り除いてあげないと……。南理事。

○理事（南 則行）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症対策でデジタル化を進める事業、幾つか入れさせていただいておりますが、あくまでもデジタル化、電子申請などはそれを使いたいという方、逆に窓口に来るのが困難だという方々が便利になるような仕組みでございまして、今までどおり自分は

デジタル対応が苦手だという方は、例えば窓口に来ていただくとか紙に書いて持ってきていただくとか、いろんなそのような仕組みは残すということでございます。あくまでもデジタル化してもらった方が便利になるなあと、遠方の方々ですとか、そういった方々が便利になっていく仕組みで、それが広がっていけないという思いはございますが、あくまでそういう観点の制度でございます。

マイナンバーカード、住民票等についても同様でございます。これまでどおり窓口の対応は継続していくと、そういったことを求めていらっしゃる市民の方へのサービスは落とさず継続していくということで御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 最後ですので、今答弁ありましたように、デジタル技術を持っていない方には今までどおりと、それはそれでいいと思うのですけれども。

この関連法案は皆さん御存じのように、今開かれている国会でデジタル関連法案はまだやっと衆議院で可決したところで、参議院ではまだ審議中です。決まっていないのです。そしてこのデジタル関連法案に係る法案は何百件とあると言われているわけです。

今質問したところに関連する法律をちよつと申し上げますと、押印廃止については、簡単に押印を廃止するだけではないと、答弁があった。対面手続を全面的に廃止しようというのが今、国会に出ている法案です。だからこの法案が通っても皆さん今答弁されたように、その姿勢で頑張っていただかないかんというふうに思います。

そして、マイナンバーカードや住民票の写しの件ですけれども、国会でまだ審議中なのに、自治体名を出して悪いですけども、東京都のある区ではマイナンバーカードを用いた住民票等のコンビニ交付が廃止されたことを口実に、出張所などの窓口が廃止されたということも日本の中で起こっておるわけです。だからこれも先ほど皆さんから答弁あったように、マイナンバーカードを持っていない人は今までどおりの市民の相談を受ける窓口をやはり続けるということが大事だというふうに思います。

そういうことで、まだちよつと法律が完全に国会で決まっていらないに出されてきていますから、ちよつと慌てすぎというふうな感じもしておりますけれども、これから国会で法案が決まった場合は、法律の中身の問題点、市民、国民にとっていい点、その辺をよく分析して市民の立場に立てば、いけないことはいけない、やれないことはやれないということを、やはり国にはつきり意見をあげなければならぬのではないかというふうに求めておきたいと思っております。

今、国会ではまだ審議中ですが、このデジタル法案の問題点を私がかんんでいる範囲内で明らかにしておきますと、やはり一番大きな問題は個人情報の保護ということが基本理念にはないのです、この法律には。そして、国や自治体が集めた個人情報を民間企業などに活用しやすい仕組みを導入されているということですね。だからやっぱり大変な法律ですから、しっかり皆さん方も法律を分析していただかなければならないのではないかと考えます。

そして、民間企業に情報を活用しやすいようにする法律だということでありませぬけれども、この法律が国会で可決されていないのに、それに似た情報漏れ、提供がこの間いっぱいありましたやろ。

その一つを申し上げますと、LINE社の情報ですけれども、日本国内の八千六百万人が利用する無料通信サービスLINEの運営会社が国内で保管している氏名や電話番号などの個人情報に、中国の業務委託先から接続したら情報がつかめるといふ問題が発生しましたわな、この間、ニュースでも言うてましたね。

それともう一つは、今審議している参議院の審議の中でも明らかにされていますけれども、政府系の金融機関の住宅金融支援機構が名前などを分からないように加工した約百十八万人分の個人情報を民間銀行に提供したということが、今開かれている国会で明らかにされていますね。なぜ今の法律で可決されていないのに、こんなことができるのかということですが、それはですね、もう既に二〇一五年の国会で個人情報保護法制改定によって、匿名に加工さえすれば個人情報を本人の同意なしに第三者に提供できるという法律を可決しているわけです。もう何年前か前に。その法律でもこれだけのLINE問題や今申し上げた政府系の金融機関が民間の銀行に情報を漏らすことができていますという事になっていきますから、今回のこのデジタル関連法案をもし可決したら、これ以上の個人情報や民間企業に、匿名は確保されてもどんな情報を提供できるということになっていきますから、しっかり市民の皆さん方の個人情報を守らなければならぬ行政、また我々議員もその辺はこれからしっかりとこの法律の分析をして、市民の皆さん方の大事な個人情報を漏れないようにしていくことが非常に大事になってくるのではないかとこのことを申し上げて、私の質問を終わっておきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には終始御熱心に御精励を賜り、厚く御礼を申し上げます。

市長をはじめ理事者側各位には市政発展のため、事務事業の執行にますます御精励賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶いたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 令和三年五條市議会第二回臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案につきましては、原案のとおり可決、承認をいただき、心からお礼を申し上げます。

議員各位より賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に適切に生かしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、議員各位には時節柄一層御自愛をいただき、市民福祉向上のため議員活動に御精励いただきますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和三年五條市議会第二回臨時会を閉会いたします。

午前十一時三十四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 山口 耕 司

署名議員 平 岡 清 司

署名議員 牧 野 雅 一

署名議員 吉 田 正

